

長岡技術科学大学・小千谷市
原子力安全対策支援パートナー協定書

国立大学法人長岡技術科学大学(以下「甲」という。)と小千谷市(以下「乙」といふ。)は相互の連携・協力により安全・安心な社会環境の維持のため、次のとおり協定を締結する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年3月28日

甲 新潟県長岡市上富岡町1603番地1

国立大学法人 長岡技術科学大学

学長 新原 晃一

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、原子力安全対策の促進と安全・安心な市民生活の確保及び人材育成において寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1)乙の原子力安全対策に関すること。
- (2)乙の地域防災計画原子力災害対策編に関すること。
- (3)甲の教育研究に資すること。
- (4)人材の育成に関すること。
- (5)その他甲乙が必要と認めること。

乙 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市

小千谷市長 谷井 靖夫

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約・変更の申し出が無い場合は、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力に関し必要な事項は、甲乙が協議して別に定めるものとする。